

沖縄県公報

定期発行日 毎週火·金曜日

(当日が県の休日に 当たるときは休刊とする。

目 次

告示
○歳入の徴収の事務の委託(企業立地推進課)
○基本測量の実施の通知(道路管理課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○公共測量の実施の通知(道路管理課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○公共測量の実施の終了の通知(道路管理課) 2
○土地区画整理組合の理事の氏名等の届出(都市計画・モノレール課)
○土地区画整理組合の定款の変更の認可(都市計画・モノレール課)
○公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定(建築指導
課)
公告
公 告 ○ 毒物劇物取扱者試験の実施(衛生薬務課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○毒物劇物取扱者試験の実施(衛生薬務課)○大規模小売店舗の変更の届出(中小企業支援課)○開発行為に関する工事の完了・2件(建築指導課)
○ 毒物劇物取扱者試験の実施(衛生薬務課)○ 大規模小売店舗の変更の届出(中小企業支援課)
○毒物劇物取扱者試験の実施(衛生薬務課)○大規模小売店舗の変更の届出(中小企業支援課)○開発行為に関する工事の完了・2件(建築指導課)
○毒物劇物取扱者試験の実施(衛生薬務課)○大規模小売店舗の変更の届出(中小企業支援課)○開発行為に関する工事の完了・2件(建築指導課)○特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定(警察本部運転免許課)
○毒物劇物取扱者試験の実施(衛生薬務課)○大規模小売店舗の変更の届出(中小企業支援課)○開発行為に関する工事の完了・2件(建築指導課)○特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定(警察本部運転免許課)病院事業局事項

告示

沖縄県告示第254号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を 委託した。

令和2年5月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 委託した徴収事務 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区の施設使用料徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 沖縄国際物流拠点管理運営共同企業体
 - (2) 所在地 那覇市字鏡水崎原地先
- 3 委託期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

沖縄県告示第255号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和2年5月15日

- 1(1) 基本測量を実施する地域 那覇市、糸満市、南城市、北谷町、南大東村及び北大東村
 - (2) 基本測量を実施する期間 令和2年5月7日から令和3年3月27日まで
 - (3) 作業種類 基本測量 (電子基準点現地調査)

- 2(1) 基本測量を実施する地域 東村
 - (2) 基本測量を実施する期間 令和2年5月7日から令和3年3月27日まで
 - (3) 作業種類 基本測量(地磁気測量)
- 3(1) 基本測量を実施する地域 沖縄県全域
 - (2) 基本測量を実施する期間 令和2年5月7日から令和3年3月27日まで
 - (3) 作業種類 基本測量(基準点現況調査)
- 4(1) 基本測量を実施する地域 沖縄県全域
 - (2) 基本測量を実施する期間 令和2年5月7日から令和3年3月27日まで
 - (3) 作業種類 基本測量(復旧測量)

沖縄県告示第256号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年5月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 沖縄県全域
- 2 公共測量を実施する期間 令和2年6月1日から令和3年3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量(基準点測量)

沖縄県告示第257号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、那覇市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和2年5月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 那覇市全域
- 2 公共測量を実施した期間 令和2年1月15日から同年3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量(空中写真撮影)

沖縄県告示第258号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定により、うるま市江洲土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名等の届出があった。

令和2年5月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理事でなくなった者の氏名及び住所

氏名	住所	
宮城康	うるま市字江洲46番地	

沖縄県告示第259号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の定款の変更を 次のとおり認可した。

令和2年5月15日

- 1 組合の名称 八重瀬町富盛田園土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 八重瀬町字東風平1188番地

- 3 施行地区 八重瀬町字富盛真嘉武門原、島之前原及び川田原の各一部
- 4 事業施行期間 平成5年1月26日から令和4年3月31日まで
- 5 設立認可の年月日 平成5年1月18日
- 6 変更認可の年月日 令和2年4月17日

沖縄県告示第260号

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第86条の2第1項の規定により、次のとおり法第86条第1項の規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物(以下「一敷地内認定建築物」という。)以外の建築物の位置及び構造が、同項の規定による認定に係る区域(以下「公告認定対象区域」という。)内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定した。

令和2年5月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公告認定対象区域 宮古島市平良字西仲宗根531番及び548番2
- 2 公告認定対象区域等を縦覧に供する場所 沖縄県宮古土木事務所
- 3 認定年月日及び指令番号 令和2年4月24日 沖縄県指令土第248号

公告

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第8条第1項第3号の規定により、令和2年度毒物劇物取 扱者試験を次のとおり実施する。

令和2年5月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 日時及び場所
 - (1) 日時 令和2年8月4日 午前10時から午前12時まで
 - (2) 場所
 - ア 沖縄県市町村自治会館 沖縄県那覇市旭町116番地37
 - イ 沖縄県中部保健所 沖縄県沖縄市美原一丁目6番28号
 - ウ 沖縄県中部合同庁舎 沖縄県沖縄市美原一丁目6番34号
 - 工 沖縄県宮古保健所 沖縄県宮古島市平良字東仲宗根476番地
 - 才 沖縄県八重山保健所 沖縄県石垣市字真栄里438番地
- 2 試験の種類
 - (1) 一般毒物劇物取扱者試験
 - (2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験
 - (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験
- 3 受験手続 受験願書を令和2年6月8日(月曜日)から同月15日(月曜日)までに、県内居住者にあっては住所を管轄する保健所に、県外居住者にあっては沖縄県保健医療部衛生薬務課に提出すること。ただし、土曜日及び日曜日は受験願書を受け付けないこと。
- 4 その他 詳細については、沖縄県保健医療部衛生薬務課(電話番号098-866-2055)又は最寄りの保健 所に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和2年5月15日から同年9月15日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び 名護市地域経済部商工・企業誘致課において縦覧に供する。

令和2年5月15日

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ザ・フォレストモール名護 名護市名護見取川原4513番ほか7筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社日建ハウジング 那覇市首 里山川町1丁目68番地ファイブテラス1階 代表取締役 眞保榮秀一
- 3 届出年月日 令和2年3月23日
- 4 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称

変更前 (仮称) 名護ショッピングセンター

変更後 ザ・フォレストモール名護

(2) 大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名

変更前 那覇市泊1丁目34番地2 4階 代表取締役 識名安信

変更後 那覇市首里山川町1丁目68番地ファイブテラス1階 代表取締役 眞保榮秀一

- (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 変更前 株式会社アルペン 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号 代表取締役 水野泰三 変更後 株式会社佐久本工機 浦添市牧港一丁目61番18号 代表取締役 佐久本嘉幸
- 5 変更の年月日
- (1) 4(1) 平成27年11月26日
- (2) 4(2) 平成27年1月1日及び令和2年3月1日
- (3) 4(3) 令和2年3月5日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年5月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年7月9日 沖縄県指令土第517号、令和元年11月8日 沖縄県指令土第781号(変更)
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 本部町字東長田原554番1ほか7筆及び字東浜川原575番1 (2工区)
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 防火水槽
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。)

- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1 株式会社ドラッグストアモ リ 代表取締役 森竜馬
- 5 検査済証番号 令和2年4月10日 第4649号
- 6 工事完了年月日 令和2年3月31日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年5月15日

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年8月28日 沖縄県指令土第619号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字登又永田原1177番3及び1180番4
- 3 公共施設 なし

- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字屋冝736番地ふくふくハウス203号 仲村栄
- 5 検査済証番号 令和2年4月14日 第4650号
- 6 工事完了年月日 令和2年4月6日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和2年5月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 随意契約に係る物品等の名称、購入予定数量及び契約単価

物品等の名称	購入予定数量	契約単価
IC免許証用カード基体	283箱	396, 900円
新運転経歴用カード基体	16箱	150,600円
IC免許証用インクリボン	127箱	140,000円

- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県警察本部警務部会計課 那覇市泉崎1丁 目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和2年4月1日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区新宿四丁目3番17 号
- 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 6 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第 372号)第11条第1項第2号

病院事業局事項

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和2年5月15日

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長 和 氣 亨

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 手術用顕微鏡 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター総務課 南風原町字新川118番地 1
- 3 落札者を決定した日 令和2年3月18日
- 4 落札者の名称及び所在地 アイティーアイ株式会社沖縄支店 那覇市港町2丁目9番5号
- 5 落札金額 42,900,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和2年2月7日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和2年5月15日

沖縄県立中部病院長 玉 城 和 光

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 LED照明の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立中部病院総務課 うるま市字宮里281 番地
- 3 契約の相手方を決定した日 令和2年3月19日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社ネクシィーズ 東京都渋谷区桜丘町20番4号ネクシィーズス クエアビル

- 5 契約金額 54,156,960円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約 (公募型プロポーザル方式)
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第 372号)第11条第1項第1号

発行所沖縄県総務部総務私学課

電話番号 098-866-2074

印刷所有限会社アイドマ印刷

〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)